

意見公募の結果

規則等の題名	千葉県特定金属類取扱業の規制に関する条例施行規則
意見公募の趣旨	千葉県特定金属類取扱業の規制に関する条例施行規則について、規則制定のため、意見公募を行ったものです。
規則等の案の公示の日	令和6年8月30日
提出意見	別紙のとおり。
ご意見に対する警察の考え方	別紙のとおり。
改正後の規則	定められた規則
その他	

別紙

「千葉県特定金属類取扱業の規制に関する条例施行規則案について」に関する意見の要旨と千葉県警察の考え方

- 1 パブリックコメント実施期間
令和6年8月30日(金)～9月30日(月)
- 2 意見提出者数(意見の延べ件数)
1人(2件)
- 3 提出された意見の概要と千葉県警察の考え方
※同一提出者でも複数の意見が述べられている場合には、意見の概要ごとに分けて掲載しています。

No.	御意見の概要	千葉県警察の考え方
1	本条例は、買受けの相手方が法人の場合も同様の処置となるのでしょうか？ 法人も対象となる場合、相手方に確認を取る内容は、「相手方の住所、氏名、職業及び年齢」が適用されるのでしょうか？法人相手で「相手方の職業及び年齢」は確認が必要でしょうか？	買受けの相手方が法人となる場合、当該法人の担当者の住所、氏名、職業及び年齢を確認することとしております。
2	12条(2)相手方からその住所、氏名、職業及び年齢が記載された文書(その者の署名のあるものに限る)の交付を受けること。 との記載ですが、法人相手方から注文書に該当する書類をメール等で受け取れることは該当しますか？その場合の注文書には署名が必要となりますか？	千葉県特定金属類取扱業の規制に関する条例第12条第1項第2号に規定する署名は、当該特定金属類取扱業者又はその代理人、使用人その他の従業者の面前において記載することを要するものであり、メール等の非対面による確認について規定したものではありません。 なお、非対面による確認方法は、条例第12条第1項第4号の規定に基づき本規則で定めることとされていますが、御意見の「注文書に該当する書類」をメール等で受け取ることは、確認方法として規定しておりません。